〇上越教育大学学生表彰選考基準

(平成16年4月1日学長裁定)

最終改正 平成26年3月11日

上越教育大学学生表彰規程(平成16年規程第74号。以下「規程」という。)第9条の規定に基づき、表彰に該当する選考基準を次とおり定める。

1 規程第2条第1号関係

本学における学業等が特に優秀であると認められる場合

- 2 規程第2条第2号関係
 - (1) 学会等で高い評価を得た場合、又はこれに準ずるものと認められる場合(口頭発表を含む。)
 - (2) 本学における卒業論文,学位論文及び研究の業績(研究報告,演奏及び制作等を含む。)が特に優れていると認められる場合
- 3 規程第2条第3号関係
 - (1) 文化·芸術関係

音楽,演劇,美術その他芸術分野等に関連する国内外の発表会等において高い評価 を得た場合

(2) 体育関係

北信越地区等規模(全国教育系大学の大会を含む。)以上の大会において優勝した 場合,又はこれらに準ずるものと認められる場合

(3) 共通

本学の課外活動の振興に特に功績があったと認められる者

4 規程第2条第4号関係

ボランティア活動,人命救助,犯罪防止,防災等の社会活動で社会的に優れた評価を 受け,その活動が国内外の公的機関等において表彰された場合,又はこれらに準ずるも のと認められる場合

附 記

この基準は、平成16年4月1日から実施する。

附 記(平成18年4月1日)

この基準は、平成18年4月1日から実施する。

附 記 (平成26年3月11日)

この基準は、平成26年4月1日から実施する。